

立命館法學

2020年 第1号

論 説

- 法解釈と権力分立：立法府を中心に……………大 西 祥 世…(1)
 地方議会の会議規則に関する覚書……………駒 林 良 則…(15)
 ドイツにおける謀議概念について……………市 川 啓…(45)
 ——共謀罪の謙抑的解釈に向けた準備的考察——
- 自己負罪型司法取引の
 量刑格差問題についての研究 (3) ………………清 水 拓 磨…(69)
 債権譲渡担保法立法私案 (1) ………………生 熊 長 幸…(115)
- デジタル遺品の登場により
 法律はアップデートを必要とするか (1) ………………臼 井 豊…(155)
 ——BGH 2018年フェイスブック判決前後における
 ルディガの見通し・評価を中心には——
- 福島原発事故賠償訴訟における
 「損害論」の動向 (1) ………………吉 村 良 一…(205)
 ——仙台・東京高裁判決の検討を中心には——
- 婚姻法の再定位：フランス民法典の変遷から (4) ……松 本 薫 子…(255)
 相続と名義書換……………島 田 志 帆…(322)
 将来の保険金請求権に対する質権設定……………竹 濱 修…(345)
 ——いわゆる将来債権譲渡等の規定新設を受けて——
- 旧居所への帰還 (2 ・ 完) ………………西 村 め ぐ み…(371)
 ——領土的自治と多民族国家の再建——
- 評定所公事の二つのタイプ……………大 平 祐 一…[一]
 ——江戸幕府裁判制度の理解に向けて——

資 料

- ミヒヤエル・フェルスター
 不法に仕えた法律家 (4) ………………本 田 稔(訳)…(400)
 元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー
 (1876-1970年) の生涯と業績

法学会記事

第 389 号 立命館大学法学会発行